令和
8
年度

広島県内公立用
R8 秋入学者

広島県高校生等奨学給付金
広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金
受給申請手続の御案内

この冊子で申請できる２つの制度

1　「奨学給付金」　授業料以外の教育費を支援
2　「学び奨学金」　生徒用コンピュータの購入費用等を支援

※　紙の申請書で申請される方・家計急変により申請される方は、この案内をご確認ください。

重要なお知らせ（昨年度からの変更点）

令和８年度から、
「広島県高校生等奨学給付金（授業料以外の教育費への支援）」の対象が年収目安 490 万円未満（保護者等の住民税所得割の合計額が 182,500 円未満）の世帯まで拡充されました。

目 次

制度の概要……1
申請から受給までの流れ……2
確認フローチャート……3
提出書類一覧……4
家計急変により申請する場合……5
申請書の記入例……6～8
申請受付後について……9
申請手続Ｑ＆Ａ……10～12

問合せ先
広島県教育委員会事務局
学びの変革推進部　教育支援推進課　就学支援係
☎ 082－222－3015
［受付時間］月曜日～金曜日（祝日を除く）午前９時～午後５時
kyouishinkou@pref.hiroshima.jp
〒730-8514　広島市中区基町９－42

制度の概要

広島県高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」）

授業料・受講料以外の教育費の負担を軽減するための制度です。（返還不要）

対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ☑ 保護者等全員の住民税所得割（道府県民税・市町村民税所得割の合計額）が **182,500 円未満**（注１）又は**生活保護受給世帯**である。
- ☑ 保護者等が広島県内に在住している。
- ☑ 生徒が国公立高等学校等（注２）に在学しており高等学校等就学支援金等の支給要件を満たしている。

（注１）家計急変により向こう１年間の収入見込み額が住民税所得割 182,500 円未満に相当する世帯を含みます。
（注２）高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（第１～３学年）・専修学校高等課程等で、県外に所在する国公立高等学校等を含みます。

支給上限　給付回数は、一人の高校生につき年１回、通算３回（定時制・通信制は４回）を上限とします。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる生徒については追加で１回（定時制・通信制は２回）まで給付されます。

給付額

対象世帯区分		給付額（年額）	
住民税所得割	年収目安	全日制・定時制	通信制
非課税	270 万円未満	143,700 円	50,500 円
105,500 円未満	270～380 万円未満	47,900 円	16,830 円
182,500 円未満	380～490 万円未満	35,930 円	12,630 円
生活保護受給世帯		32,300 円	

※　年収目安は、世帯構成や扶養状況等により異なります。実際の判定は、保護者等全員の住民税所得割の合計額により行います。
※　フレキシブル課程の平日登校コースは定時制に、通信教育コースは通信制に含まれます。

広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金（以下「学び奨学金」）

保護者等が負担する生徒用コンピュータを購入等する費用を支援する制度です。（返還不要）

対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ☑ 保護者等全員の住民税所得割（道府県民税・市町村民税所得割の合計額）が **非課税相当**（注１）である。
- ☑ 広島県内の国公立高等学校等（注２）に在学しており奨学給付金の支給要件を満たしている。
- ☑ 高等学校等の指示により生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等している。

（注１）家計急変により向こう１年間の収入見込み額が非課税に相当する世帯を含みます。
生活保護受給世帯のうち、生業扶助（高等学校等就学費）を受給していない世帯も含みます。
（注２）高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（第１～３学年）・専修学校高等課程等を指します。

支給上限　給付回数は、一人の高校生につき年１回、通算３回（定時制・通信制は４回）を上限とします。

給付額

〔全課程〕給付額（年額）
25,600 円

申請から受給までの流れ

1 申請できる制度を確認

３ページの「確認フローチャート」で支給対象となるか確認してください。
判断が難しい場合は県教育委員会教育支援推進課までご相談ください。
（電話：082-222-3015）

2 申請区分と必要書類の確認・準備

４ページの「提出書類一覧」を確認し必要な書類を揃えてください。
必要書類は申請区分により異なります。

3 申請書に必要事項を記入

６～８ページの記入例を参考にして記入してください。

4 申請書と必要書類を県教育委員会へ提出

封筒を準備して、申請書及び必要書類を封入し、県教育委員会へ書留又は簡易書留により郵送してください。

【提出先】〒730-8514　広島市中区基町９-42
広島県教育委員会 教育支援推進課 就学支援係 給付金担当
※　郵送中の事故等については、県教育委員会では責任を負いかねますので、書留又は簡易書留を御利用ください。

5 県教育委員会から審査結果の通知

県教育委員会が支給可否を審査した結果の通知書を保護者等へ郵送します。
申請書類に不備があった場合は、県教育委員会の担当者から保護者等へ電話又は郵便により、不足書類の提出又は記載内容の確認をお願いすることがあります。この場合、結果の通知及び支給が予定より遅くなることがあります。

6 給付金の受領

奨学給付金・学び奨学金は、支給決定通知書に記載された支給予定日に、申請書に記入された指定口座へ振り込まれます。
ただし、学校徴収金に未納等がある場合は、高等学校等が奨学給付金等を代理受領し、学校徴収金の未納額等に充当することがあります。
この場合、支給決定額から高等学校等が代理受領する額を差し引き、差引後の額を指定口座へ振り込みます。

奨学給付金・学び奨学金確認フローチャート

ステップ１　まず、共通の要件を確認してください。

1 生徒は、令和８年 10 月１日現在、高等学校等に在学していますか。

- いいえ → どちらの制度も申請できません
- はい ↓

2 生徒は、次のいずれかの支給対象ですか。
① 高等学校等就学支援金
② 広島県公立高等学校等学び直し支援金
③ 高校生等・新修学支援金

- いいえ → どちらの制度も申請できません
- はい ↓

3 次のいずれかに該当しますか。
① 令和８年 10 月１日現在、保護者等が全員海外に住所を有している
② 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸付けを受けている又は受ける見込みである
③ 児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支弁対象である

- はい → どちらの制度も申請できません
- いいえ → ステップ２へ

ステップ２　制度ごとに確認します。

奨学給付金

保護者等が広島県内に居住していますか。

- いいえ → 広島県には申請できません。
  ※ 保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください。
- はい ↓

学び奨学金

次のいずれにも該当しますか。
① 生徒は、広島県内の高等学校等に在学している
② 学校の指示により、授業で使用する生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等している

- いいえ → 学び奨学金は申請できません。
- はい ↓

次の 1 から 3 のいずれかに該当する場合は、申請できます。

申請区分	奨学給付金	学び奨学金	申請区分
1	生活保護（生業扶助）を受給している。	生活保護（生業扶助（高等学校等就学費）を除く。）を受給している。	1
2	保護者等全員の住民税所得割の合計額が 182,500 円未満である。	保護者等全員の住民税所得割が非課税である。	2
3	家計急変により保護者等全員の住民税所得割の合計額が 182,500 円未満相当となる見込みである。	家計急変により保護者等全員の住民税所得割が非課税相当となる見込みである。	3

※ 対象となる「申請区分」を確認した後、４ページの「提出書類一覧」をご覧ください。

提出書類一覧

まず、ステップ１の「全員が提出する書類」を確認し、次にステップ２の「申請区分ごとの必要書類」を確認してください。

ステップ１　全員が提出する書類

- □　受給申請書
- □　振込先口座が確認できる書類（通帳の写し）

※　金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義が確認できる通帳の写し
（ネットバンキングの場合は、口座情報が確認できる画面を印刷したもの）

ステップ２　申請区分ごとの必要書類

申請区分		必要書類	備考
1	生活保護受給世帯	・生活保護受給証明書 （10月１日現在の受給状況が確認できる証明書）	お住まいの市区町村役所又は福祉事務所で、別紙様式の受給証明書に証明を受けてください。
2	住民税所得割対象世帯	・保護者等全員の課税証明書・非課税証明書（令和８年度） ・扶養誓約書（該当者のみ）※	保護者等が２人いる場合は、２人分が必要です。
3	家計急変世帯	・保護者等全員の課税証明書（令和８年度） ・家計急変に係る申出書 ・家計急変が生じたことを確認できる書類	⇒ステップ３をご覧ください。

※　保護者等の状況が「主たる生計維持者１名」の方のみ提出してください。

ステップ３　家計急変世帯の必要書類

① **家計急変後の収入を確認する書類**（収入がある場合。（保護者等が２人いる場合は２人分））

区分	必要書類（追加の書類を求める場合があります。）
給与収入	勤務先が作成した家計急変後１年間の給与見込証明書　又は 家計急変後から現在までの３か月以上連続した給与明細書の写し
	家計急変後１年間の賞与（見込）証明書
事業収入	税理士又は公認会計士が作成した、家計急変後の収入及び経費を証明する書類 上記に加え、青色申告者の場合は、確定申告書の写し

② **家計急変の理由を確認する書類**（該当する書類を提出してください。）

急変の理由	必要書類（追加の書類を求める場合があります。）
離職・解雇	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書のいずれかの写し
休職	休職していることを証明する書類（休職証明書等）
廃業・倒産	個人事業の廃業届出書、破産手続開始決定通知書等のいずれかの写し

※　申請時に書類の準備が難しい場合や書類について不明な点がある場合は、お問い合わせください。

家計急変により申請する場合

1 奨学給付金・学び奨学金の支給対象となるか確認

家計急変により収入が減少した場合は、次の要件を満たすと申請できます。

奨学給付金

⇒向こう１年間の収入見込みが、住民税所得割の合計額 182,500 円未満相当となる場合

学び奨学金

⇒向こう１年間の収入見込みが、住民税非課税相当となる場合

2 給付額

（1） 奨学給付金

家計急変が発生した時期により異なります。

例）年収目安 500 万円の世帯が住民税非課税相当まで収入が減少した場合

10 月１日までに発生	10 月２日以降に発生（※例は全日制・定時制の場合）	
満額を受給	月の初日	家計急変が生じた日の属する月以降の月数に応じて支給されます。 例）発生時期：11 月１日 143,700 円 × ５か月/12 か月 ＝ 59,875 円
	月の初日以外	家計急変が生じた日の属する月の翌月以降の月数に応じて支給されます。 例）発生時期：11 月 15 日 143,700 円 × ４か月/12 か月 ＝ 47,900 円

（2） 学び奨学金

定額 25,600 円を支給します。（家計急変が発生した時期による月割りはしません。）

3 提出書類

① 受給申請書・振込先口座が確認できる書類

② 保護者等全員の課税証明書（令和８年度）

③ 家計急変に係る申出書（別紙様式）

④ 家計急変が生じたことを確認できる書類（４ページ参照）

※ 追加の書類を求める場合があります。

4 提出期限

（1） 家計急変が 10 月１日までに生じた場合

10 月 30 日（金）までに提出してください。

（2） 家計急変が 10 月２日以降に生じた場合

家計急変後速やかに提出してください（原則、１か月以内）。

※ 家計急変日は、離職日、休職開始日又は収入が減少した月の初日など、家計急変の理由に応じて判断します。詳しくは 11 ページのＱ８をご覧ください。

広島県教育委員会教育長様

R08

広島県内公立用（秋入学者）

令和 8 年 10 月 20 日

広島県高校生等奨学給付金受給申請書及び
広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金受給申請書

私は、次の事項を確認し同意の上、申請します。

□に✓印を付け

- ☑ この申請
- ☑ この申請 を即時返還します。
- ☑ この申請 費（見学旅行費又は特別育成費
  （母子生活
- ☑ 私は広島県
  （広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金のみを申請する場合は除く。）
- ☑ 下欄の高校生等が在学する高等学校等の学校徴収金に未納
  又は広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金の全部又は一
  受領し、学校徴収金の未納額等に充当することに同意します。

・ 学び奨学金のみを申請する場合は、『私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金を申請していません。』の□は✓印不要です。
・ 広島県外に保護者等がいる場合、奨学給付金についてはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

確認事項がある場合、こちらの電話番号に連絡することがあります。

【申請者（保護者等）】

フリガナ	ヒロシマ タロウ	電話番号 平日の日中に連絡のとれる電話番号	082―222―3015
氏　名	広島　太郎		
住　所	〒730－8514 広島市中区基町9番42号	申請者と高校生等との関係 （該当する□に✓印）	☑親権者　□主たる生計維持者 □未成年後見人　□未成年後見人である里親 □高校生等本人　□その他（　　）

【対象となる高校生等】 該当する□に✓印を付けてください。

フリガナ	ヒロシマ モミジ	生年月日	昭和 平成　22 年 5 月 1 日
高校生等氏名	広島　紅葉		
在学する高等学校等	広島県　立　●●高等　学校　第 1 学年		
	□全日制　☑定時制　□通信制	学科：　普通科	

在学する高等学校等以外に在学していた高等学校等がある場合のみ記入してください。

過去の高等学校等における在学期間及び受給状況	学校名 立 学校	平成 令和　年　月　日 ～ 平成 令和　年　月　日	課程・学科	在学中の給付金受給回数 なし □　1回 □　2回 □　3回 □　4回 □　不明 □

■学びの変革環境充実奨学金の受給資格確認

（次のいずれかの□に✓印を付けてください。）

☑	（学びの変革環境充実奨学金の給付を希望する方）　昨年度給付された方も申請できます。 学校の指示により、生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等※しました。 他制度から、コンピュータ購入等に係る支援を受けていません。 ※　リース又はレンタル等の費用を負担している場合も含みます。
□	生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等していません。 （…ている、以前から機器を所有している、他の制度の助成を受けて購入等した　等） …ります。

学び奨学金の給付を希望する場合は、こちらに✓印を付けてください。

※　この欄は記入しないでください。

申請受付日	令和　年　月　日	支給額　円
支給区分	□生業扶助　全定（□非課税　□270～380 万円未満　□380～490 万円未満） 通信（□非課税　□270～380 万円未満　□380～490 万円未満）□家計急変　□不支給	□学び奨学金 25,600 円

1　【保護者等の収入の状況等】（次の該当する□に✓印を付けてください。）

令和８年 10 月１日現在、生活保護法（昭和

（高等学校等就学費）を受給していますか。

□　はい

⇒　別紙様式「生活保護受給証明書」等を提出してください。

☑　いいえ（私の世帯は、令和８年 10 月１日現在、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は

「いいえ」の場合は下記のどちらか

どちらかに✓印

☑　令和８年度（令和７年中の所

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 182,500 円未満である。

※　学びの変革環境充実奨学金は、保護者等全員の住民税所得割が非課税又は家計急変により非課税相当となる場合に限り対象

□　家計急変により、保護者等全

道府県民税所得割及び市町村

⇒　別紙様式「家計急変

申請区分１　生活保護受給世帯
「はい」に✓印を付けてください。
（記入例は申請区分２です。１ではありません。）

申請区分２　住民税所得割対象世帯
「いいえ」とこちらに✓印（２箇所）を付けてください。
（記入例と同じ）

申請区分３　家計急変世帯
「いいえ」とこちらに✓印（２箇所）を付けてください。
（記入例は申請区分２です。３ではありません。）

2　【保護者等の状況】（次の①～⑥のいずれかの□に✓印を付けてください。）

選択した区分に応じて、課税

収入の確認対象となる保護者等の区分に✓印を付けてください。

①	☑	**親権者２名（両親）**　※　生徒が未成年（18 歳未満）であり、親権者（両親）が２名存在する場合
②	□	**親権者１名**（一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、親権者に含まれません。） ・離婚や死別等により親権者が１名 ・親権者は２名存在するものの、特別な事情によりやむを得ず、親権者１名 （理由：　　） ※　単なる単身赴任や別居の場合は該当せず、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）、養育放棄等の特別な事情が該当します。
③	□	**未成年後見人（　　）** ※　未成年後見人が複数選任　　権 限のみを行使すべきことと
④	□	**高校生等の生計をその** **（両親等）２名** ・高校生等が在学中に成人した
⑤	□	**主たる生計維持者１名** ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人 ・生徒が成人であり、 ・生徒が成人であり、　　場合　等
⑥	□	**高校生等本人**　※　親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等

【特別な事情によりやむを得ない場合】
- ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合
- 離婚協議中かつ別居中であり親権者の一方に提出を求めたが応じてもらえない場合などが該当します。
- 保護者の失業や入院等は含まれません。

保護者等が２名の場合は、２名分の課税証明書等を添付してください。
①、③（複数の場合）、④のいずれかを選択した場合

課税証明書等を添付する者の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

氏名	高校生等との続柄
広島　太郎	父
広島　花子	母

【振込先金融機関】（振込先金融機関を記入してください。）

振込先口座 該当する□に✓印を付けて必要に応じて住所等を記載してください。	☑ **申請者本人**の名義の振込先口座への振込を希望する。 高校生等との続柄（ 父 ） 【 **原則として、こちら**を選択して下欄へ口座を記入してください。 】 □ 下記の者へ給付金の受領を委任する。 **氏名** ［□高校生等本人 □申請者以外の保護者等 高校生等との続柄（ ）］ **住所** □申請者と同じ □申請者と異なる 【 下欄に記載してください 】 （ 住所： 〒 ― ）
金融機関・支店名	広島 銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / 農業協同組合　県庁　本店 / 支店 / 出張所（ ）
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	ヒロシマ タロウ
口座名義	広島 太郎

振込先の通帳の写し貼付欄

振込先口座には個人名義の口座を記入し、口座番号は左詰で記入してください。
確認書類として、通帳の写しを下欄に貼付してください。（キャッシュカードの写しは不可）
※ 振込先金融機関等については、メモを取るなど忘れないようにしてください。

※ ①金融機関名 ②支店名 ③預金

①～⑤が確認できる通帳のページ

なお、ネットバンキングの場合も、①～⑤が確認できる画面を印刷したものを貼り付けてください。

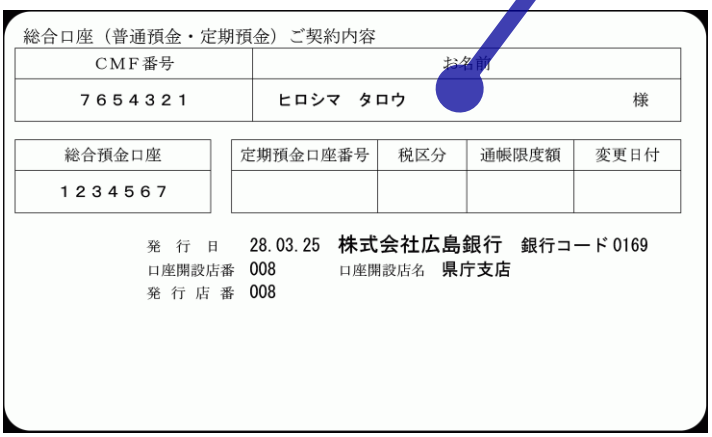
総合口座（普通預金・定期預金）ご契約内容

CMF番号	お名前
7654321	ヒロシマ タロウ 様

総合預金口座	定期預金口座番号	税区分	通帳限度額	変更日付
1234567				

発行日 28.03.25 株式会社広島銀行 銀行コード 0169
口座開設店番 008 口座開設店名 県庁支店
発行店番 008

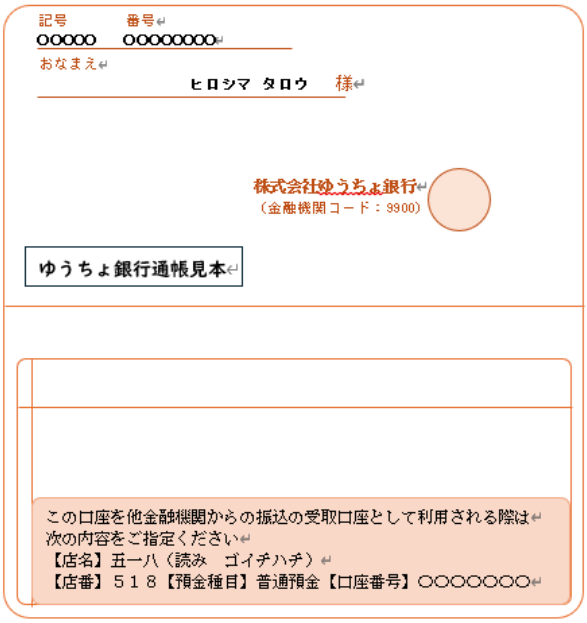
記号 番号
○○○○○ ○○○○○○○○
おなまえ
ヒロシマ タロウ 様
株式会社ゆうちょ銀行
（金融機関コード：9900）
ゆうちょ銀行通帳見本
この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください
【店名】五一八（読み ゴイチハチ）
【店番】５１８【預金種目】普通預金【口座番号】○○○○○○○

申請受付後について

1 支給決定

(1)　審査

奨学給付金・学び奨学金の申請書を受け付けた後、県教育委員会において申請書の記載内容及び保護者等の今年度の課税状況等を基に審査を行います。

(2)　審査結果の通知

・　奨学給付金・学び奨学金の支給又は不支給の決定結果の通知書を送付します。支給が決定された場合に送付する支給決定通知書には、支給額及び支給予定日を記載します。

・　奨学給付金・学び奨学金の対象となる高校生等が同じ世帯に複数名いる場合は、生徒ごとに申請が必要で、生徒ごとに結果の通知書を送付します。

・　事務処理の都合上、審査が完了したものから順に発送します。同時期に通知書が届かない場合がありますが、あらかじめ御了承ください。

・　申請書類に不備があった場合は、審査結果の通知が予定より遅くなることがあります。

2 支給予定日

支給予定日は支給決定通知書に記載します。

※　申請書に記入された振込先金融機関や口座に誤りがあった場合などは、振込不能となるため、通知書でお知らせした支給日に支給できない場合があります。振込不能となった場合は、正しい振込先を確認するため、担当者から電話で連絡します。

※　奨学給付金・学び奨学金の支給予定日までに振込先金融機関口座を解約又は名義変更をした場合には、速やかに県教育委員会へ連絡してください。

3 支給方法

奨学給付金・学び奨学金は、原則として、申請書に記入された指定口座へ振り込みます。

※　対象となる高校生等が在学する高等学校等の学校徴収金に未納等がある場合は、奨学給付金等の全部又は一部を在学高等学校等が受け取り、学校徴収金の未納額等に充当する場合があります。この場合、支給決定額から高等学校等が代理受領する額を差し引き、差引後の額を指定口座へ振り込みます。

【留意事項】

◆　**基準日現在、生活保護を受給している場合**

・　生活保護を受給している場合は、「生活保護受給証明書（広島県高校生等奨学給付金及び広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金申請用）」に福祉事務所等で証明を受け、添付してください。

・　奨学給付金のうち、福祉事務所等が就学のために必要と認める額は、生活保護における収入認定から除外されます。生業扶助で給付される経費と重複しない、授業料以外の教育費に活用してください。

・　生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯は、学び奨学金の対象外です。生業扶助の受給状況や奨学給付金の活用方法について不明な点がある場合は、福祉事務所等又は担当のケースワーカーに確認してください。

◆　**児童養護施設等に入所している場合**

児童入所施設措置費等の支弁対象で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、原則として、奨学給付金・学び奨学金を申請できません。

申請手続　Ｑ＆Ａ

■奨学給付金・学び奨学金共通

Ｑ１　奨学給付金と学び奨学金の両方を申請する場合、それぞれ申請が必要ですか。

Ａ　１回の申請で、奨学給付金と学び奨学金の２つの制度をまとめて申請できます。
令和７年度から、両制度の申請を一元化しています。

Ｑ２　保護者等の一方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されていない場合、申請できますか。

Ａ　申請できません。
保護者等の一方又は双方が、海外赴任等により日本国内で住民税を課されていない場合は、申請できません。

Ｑ３　申請する際に、令和８年１月１日に住所があった市区町村で住民税の申告をしていない場合、どうなりますか。

Ａ　認定が遅れたり、支給できなかったりする場合があります。
審査では、生活保護（生業扶助）受給世帯を除き、保護者等全員の住民税所得割を確認します。
住民税の申告をしていない場合、県教育委員会で住民税課税情報を確認できないことがあります。事前に、令和８年１月１日に住民票があった市区町村の窓口で、住民税の申告手続を行ってください。

Ｑ４　税額の更正により、令和７年度以前の住民税が非課税となりました。過年度分を遡って申請できますか。

Ａ　年度を遡って受給申請をすることはできません。

Ｑ５　家計急変とはどのような場合に対象になりますか。

Ａ　保護者等の失職、休職、死亡等により、収入が減少し、保護者等全員の向こう１年間の収入見込みが、次の要件を満たす場合に対象となります。定年退職や契約期間満了による退職は対象外です。

- 奨学給付金：住民税所得割の合計額が182,500円未満相当まで減少した場合
- 学び奨学金：住民税非課税相当まで減少した場合

ただし、保護者等が２人いる場合は、２人の収入を合算して判定します。一方の収入が減少しても、もう一方の収入と合算した結果、基準を満たさない場合は対象となりません。
詳しくは、５ページをご覧ください。

Ｑ６　家計急変の必要書類を準備できない場合は、どうすればよいですか。

Ａ　県教育委員会教育支援推進課へ連絡してください。
お手元の書類で代用できる場合がありますので、個別に確認します。

Ｑ７　家計急変後も、給与収入と事業収入など複数の収入があります。減少した収入の証明書類だけを提出すればよいですか。

Ａ　すべての収入を証明する書類が必要です。
家計急変後の総収入を基準に審査します。複数の収入がある場合は、すべての収入を確認できる書類を提出してください。詳しくは、４ページをご覧ください。

Ｑ８　家計急変に係る申出書の「家計急変日」は、いつの日付を記載すればよいですか。

Ａ　家計急変の理由により、記載する日が異なります。

【離職、休職、死別等の場合】

離職日、休職開始日、死亡日など、事実が発生した日を記載してください。

【収入の減少の場合】

令和８年１月１日以降で、収入又は売上が減少した月の初日を記載してください。

Ｑ９　家計急変により申請した後、収入が増加する見込みとなった場合、手続が必要ですか。

Ａ　県教育委員会教育支援推進課へ連絡してください。

家計急変後の収入見込みが申請時より増加する場合は、審査や支給額に影響することがあります。

Ｑ10　施設に入所している場合、支援を受けられますか。

Ａ　施設に入所している場合でも申請できることがあります。

ただし、児童入所施設措置費等の支弁対象で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、原則として対象外です。詳しくは、入所している施設等に確認してください。

Ｑ11　保護者等が県外に住んでいる場合、申請はどうすればよいですか。

Ａ　奨学給付金と学び奨学金で取扱いが異なります。

・　奨学給付金

保護者等がお住まいの都道府県へお問い合わせください。

・　学び奨学金

保護者等が県外に住んでいる場合でも、生徒が広島県内の国公立高等学校等に在学している場合は、申請可能です。この場合、申請書は一元化されていますが、学び奨学金のみを申請したものとして取り扱います。

Ｑ12　今年度給付を受けた場合、翌年度以降も継続して給付されますか。

Ａ　継続して給付されるものではありませんので、毎年度、申請が必要です。

翌年度以降は、毎年７月１日時点の課税状況等により対象を判定します。前年度に対象であった場合でも、翌年度以降は対象外となることがあります。また、前年度に対象外であった場合でも、翌年度以降に対象となることがあります。

Ｑ13　給付対象世帯に該当するか分からない場合は、どうすればよいですか。

Ａ　保護者等の住民税所得割をご確認ください。

住民税所得割は、令和８年１月１日に住所があった市区町村の窓口で確認できます。マイナンバーカードを利用して、マイナポータルから確認できる場合もあります。

保護者等が２人いる場合は、２人の住民税所得割の合計額で判定します。奨学給付金は182,500円未満、学び奨学金は非課税である必要があります。

■学び奨学金

Ｑ１　学校から学校備品のコンピュータを無償で貸与されている場合でも対象になりますか。

Ａ　対象となりません。

学び奨学金は、生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入、リース又はレンタルしている場合に対象となります。学校から無償で貸与されている場合は、「保護者等負担で購入等した場合」に該当しません。

Ｑ２　コンピュータは学校から貸与されているため、通信費やアプリ代のみを保護者等が負担している場合、支援を受けられますか。

Ａ　対象となりません。

学び奨学金は、学校の指示により、生徒用コンピュータ本体を保護者等の負担で購入、リース又はレンタルした場合に対象となります。通信費やアプリ利用料のみを負担している場合は対象外です。

Ｑ３　コンピュータを購入したレシートは、添付する必要がありますか。

Ａ　レシート等の添付は不要です。

令和７年度から、学校の指示により、保護者等の負担で生徒用コンピュータを購入等した場合に、定額25,600円を給付する制度となりました。このため、代金等を確認するための書類の添付は不要です。レシート等は、故障等が生じた場合の保証の確認に必要となることがありますので、保管することをお勧めします。

Ｑ４　生徒用コンピュータを紛失又は破損し、購入し直した場合、再度申請することができますか。

Ａ　同じ年度内に再度申請することはできません。

学び奨学金は、定額25,600円を年１回給付する制度です。紛失、破損、転学等を理由に購入し直した場合でも、同じ年度内に再度申請することはできません。

Ｑ５　高等学校等に合格する前から所有していたコンピュータを使用する場合、その購入費等は対象となりますか。

Ａ　対象となりません。

学び奨学金は、学校の指示により、生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等した場合に対象となります。

そのため、学校から購入等を指示される前に所有していたコンピュータを使用する場合、その購入費等は対象となりません。

Ｑ６　転学前の学校の指示で購入したコンピュータを転学後も使用する場合、給付対象となりますか。

Ａ　基準日時点（通常は７月１日）に在学している学校が、保護者等負担でコンピュータを購入等するよう指示している場合は給付の対象となります。

なお、転学後に転学先の学校が指定した機種のコンピュータに購入し直した場合（同一年度に２台のコンピュータを購入した場合）であっても、給付は年1回（25,600円）です。

Ｑ７　生活保護を受けています。生徒用コンピュータを購入した場合、対象となりますか。

Ａ　生活保護受給者のうち、生業扶助（高等学校等就学費）を受けている場合は対象となりません。

生活保護受給世帯であっても、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていない方は、学び奨学金の対象となります。